

**政治的意見に基づく兵役忌避者の難民該当性**

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所

【裁判年月日】 令和6年5月9日

【事件番号】 令和3年（行ウ）第38号

【事件名】 難民不認定処分取消等請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部却下（全員一致）

【参照法令】 出入国管理及び難民認定法（令和5年法律第56号による改正前のもの）2条3号の2・61条の2第1項・61条の2の9第1項、行政事件訴訟法3条6項2号・10条2項・37条の3第1項2号及び第5項

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25599424

宮崎公立大学准教授 田村恵理子

**事実の概要**

シリア・アラブ共和国（以下、シリア）では2011年（平成23年）3月以降、アサド大統領及びバース党の独裁的支配体制への不満を訴える反政府デモや民衆蜂起が各地で発生し、シリア政府軍と反政府武装組織の間で、また、シリア政府軍と諸イスラム過激派武装組織の間で、さらには、それら武装組織の間で、武力紛争となるに至った。

1987年にシリア・アレッポで出生しシリア国籍を有する本件の原告は、2011年5月にシリア・ラタキアの大学を卒業、2012年にレバノンの大学院に入学し、2017年から同大学院の博士課程に在籍中であつたと同時に、2015年からはラタキアで会社を経営していた。原告はその間、2011年からシリア政府に対する反発を強め、デモや集会に参加したり SNS に批判記事を投稿してきたりし、2016年と2018年にはシリア治安機関によって反政府活動を理由に各2日間ほど身柄を拘束された。原告は2005年頃から2019年4月まで兵役猶予を毎年申請し受理されてきたが、同年3月に合法的に商用目的でシリアを出国し同年5月に短期滞在の在留資格で上陸許可を受け日本に滞在していたところ、同年2月に行なっていた兵役猶予申請が却下され、シリア政府国家

治安部の指示により兵役忌避への制裁として原告の資産が凍結され、不動産が差し押さえられ、原告の会社の事務所及び倉庫が閉鎖されたことが同年6月に判明した。

ゆえに原告は、シリアに帰国するとシリア政府から迫害を受けるおそれがあると考え、2019年8月16日、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）61条の2第1項に基づき、法務大臣に対し難民認定の申請を行なった（以下、本件難民申請）が、法務大臣から権限の委任を受けた名古屋出入国在留管理局長から難民の認定をしない旨の2020年1月6日付けの処分（以下、本件不認定処分）を受けた。そこで原告は、入管法61条の2の9第1項に基づき、法務大臣に対し本件不認定処分を不服として審査請求を2020年1月16日付けで行なった（以下、本件審査請求）が、法務大臣から本件審査請求を棄却する旨の2020年11月11日付けの裁決を受けた。よって原告は2021年5月26日、日本国を被告として、本件不認定処分及び本件棄却裁決の各取消し並びに難民の認定の義務付けを求める訴え（以下、本件義務付けの訴え）を名古屋地方裁判所に提起した。なお、原告は2024年3月1日、在留資格を「定住者」、在留期間を「1年」とする在留資格変更許可を受けている。

## 判決の要旨

### 1 本件不認定処分取消事由すなわち原告の難民該当性の有無

シリア政府自身が原告に与えた出国許可の終期から1カ月も経たずなされた原告の資産凍結等は、単なる兵役忌避に対する制裁としては過剰な対応であり、むしろ、「過去に反政府的な政治的意見を表明し、かつ、一定の社会的地位を有する原告を狙って行われたものと認めるのが相当である」。「本件不認定処分時において、原告はシリアに帰国した場合、反政府的意見の持ち主であるとみなされて、逮捕、拘禁されて過酷な取扱いを受けたり、その意に反して兵役に就かされ、恣意的に十分な訓練を受けずに前線に送られたり、戦争犯罪や重大な人権侵害に関与させられるおそれがあったというべきである」。

以上から、「原告は、その政治的意見（それに基づく兵役忌避）を理由として、シリア政府から通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃又は圧迫であって、生命又は身体的自由の侵害又は抑圧を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情が認められるから、『迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する』と認められる」。よって、本件不認定処分時点で原告は難民に該当するから、本件不認定処分は違法であり取り消されるべきである。

### 2 本件棄却判決の取消事由の有無、及び、本件義務付けの訴えの適法性

本判決は、職権に基づき、本件不認定処分は違法として取り消されるべきゆえ原告にはもはや本件棄却判決の取消しを求める訴えの利益は認められない、よって本件棄却判決の取消しを求める訴えは不適法であると判断し、本件棄却判決の取消しの訴えを却下した。

他方で本判決は、本件不認定処分は違法ゆえ取消請求に理由がある以上、本件義務付けの訴えは行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を満たし適法であり、かつ、原告はなお難民に該当するゆえ、入管法上法務大臣は本件難民申請に対し原告を難民と認定する処分をすべきであると判断した。

## 判例の解説

### 一 兵役忌避と「迫害」

#### 1 国連難民高等弁務官事務所（以下、UNHCR）及び欧州連合（以下、EU）の見解

「兵役忌避ないし拒否」は、「軍務脱走」と、兵役義務のある国家における「徴兵忌避」という2つの主たる形態で構成され、いずれも（とくに前者は）処罰の対象となることが一般的である。UNHCR『難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き』（以下、UNHCRハンドブック）によれば、国家が国民に兵役義務を課し、その違反を処罰することそれ自体は難民条約上の「迫害」に該当せず、よって兵役の嫌悪や戦闘のおそれを唯一の理由とする兵役忌避の処罰は「迫害」ではない（paras. 167-168）。「迫害」とは生命又は自由に対する脅威を筆頭とする「重大な人権の侵害」であるところ（para. 51）、兵役は基本的にはそれに当たらないとの理解である。

しかし、UNHCRハンドブックは、兵役忌避処罰が「迫害」となりうる2つの例外的場合を認めている。1つは、「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として軍事犯罪として不均衡に過重な刑罰に処せられる」場合であり（para. 169）、もう1つは、「兵役に就くことが自身の真正な政治的、宗教的若しくは道徳的信念又は確たる良心に反して軍事行為への参加を強いられる」場合である（para. 170）。前者は、普通犯罪人への「過重な処罰」や政治犯罪人への「過重な又は恣意的な刑罰」が「迫害」に該当しうる（paras. 57 and 85）のと軌を一にする。これに対して後者は、「良心的兵役拒否」の処罰を指す。それは、「宗教、道徳、倫理、人道その他類似の動機に由来する深遠な信念を含む、良心の原則と良識から導き出される兵役拒否」<sup>1)</sup>であり、ますます多くの国家で「思想、良心及び宗教の自由」（自由権規約18条等）の一環と見做される傾向にあるが、如何なる良心的兵役拒否の処罰も「重大な人権の侵害」に値するといえるほど「良心的兵役拒否への権利」が国際（人権）法上確立しているとは言い難い。

事実、UNHCRハンドブックは、仮に真正なものであっても全ての信念が「迫害」を導くのではないとし、その処罰が「迫害」となる良心的兵役

拒否であるためには、「特定の軍事行動に対する政治的正当化に関して自国政府と意見が一致しない」ことだけでなく、当該軍事行動が「人間の基本的行動原則に反すると国際社会から非難されるようなもの」でもなければならぬとする (para. 171)。

欧州議会・欧州理事会指令「統一的な難民等の地位の認定基準」(以下、EU 指令)<sup>2)</sup> も、兵役忌避処罰が「迫害」となりうる 2 つの場合、つまり、「不均衡な又は差別的な訴追又は処罰」(9 条 2 項 (c)) と、「ある特定の武力紛争で兵役に就くことが [平和に対する犯罪、戦争犯罪又は人道に対する犯罪 (以下、中核的国際犯罪) 等] に関与しうる場合に、当該兵役拒否を訴追又は処罰すること」(同 (e)) を規定する。前者は UNHCR ハンドブックと類似するが、後者は異なり、「迫害」となる良心的兵役拒否処罰をより狭く解する。「真正な政治的、宗教的若しくは道徳的信念又は確たる良心に反する」がゆえに兵役を拒否することでは足りないとし、また、「人間の基本的行動原則に反すると国際社会から非難されるような軍事行動」といった曖昧な基準も排して、「兵役に就けば中核的国際犯罪等に関与しうる」がゆえに兵役を拒否することを要求するからだ。では、どのような場合に、特定の武力紛争における兵役が中核的国際犯罪等に関与しうるといえるのだろうか。

この点で重要な説示を下したのは、本判決も参照した EU 司法裁判所 (以下、CJEU) 2020 年 11 月 19 日判決<sup>3)</sup> である。この CJEU 事件は、2014 年 11 月にシリアを出国し 2016 年 1 月にドイツで難民申請をしたが却下されたシリア人原告が、シリアでの武力紛争に参加させられることを恐れて兵役を忌避し、2015 年 2 月まで大学での学業修了を理由に兵役猶予を受けていたが以降は猶予されなくなったことをもって迫害のおそれを主張し、ハノーファー行政裁判所に異議を申し立てたところ、同裁判所が CJEU に EU 法の解釈を照会した先決付託手続の判断である。CJEU によれば、難民申請者が兵役に就いた場合に中核的国際犯罪等に関与する「必然性又は少なくとも高い蓋然性」があるかが問われるところ、内戦下でシリア政府軍は徴集兵の部隊を含め戦争犯罪を反復的かつ組織的に行なっているという多数の報告書に照らせば、申請者が如何なる任務に配置されるにせよ兵

役に就けば直接・間接に中核的国際犯罪等に関わらざるを得ないと強く推定される (paras. 34-37)。CJEU は既に別の判決で、申請者による中核的国際犯罪等への関与は、直接的かつ個別に刑事責任を問われる仕方での関与である必要はなく、中核的国際犯罪等に何らかの役割を果たすという間接的な関与でよいと判断していた<sup>4)</sup>。

## 2 本件での適用及び類似事件との比較

本件と類似の事件だが難民該当性を否定した東京地裁判決<sup>5)</sup> は、兵役忌避処罰は——過重又は恣意的でない限り——それ自体では「迫害」に当たらないとし、「2011 年以降においても、アサド大統領は、兵役忌避者に対して大赦を与えていること」に照らせば処罰は過重でも恣意的でもないとした。本件でも被告は、兵役忌避処罰は最長 5 年の懲役刑であり減刑されることもあるゆえ過重な処罰とはいえず、「平成 30 年 10 月、内戦で圧倒的優位に立つシリア政府がこれまでの兵役逃れについては罪に問わないとする恩赦を発表した、反政府武装集団の構成員に対しても恩赦をした」という報道は処罰が恣意的でないことを示すと主張した。

これに対して本判決は、兵役忌避処罰それ自体は「迫害」に当たらないとしつつ、処罰が過重かつ恣意的であったと異なる結論を導いた。「シリアにおける兵役等」に関する事実認定において本判決は、被告の主張と矛盾する事実を指摘する。「2018 年 (平成 30 年) の恩赦法にもかかわらず、[...] 恩赦措置でリストから除外されたばかりの多数の若者を含む 40 万人の名前が記されていた旨、シリア政府は恩赦を無視してシリア人を逮捕、拘留しているというインタビューがある旨が記載されている」。

## 二 兵役忌避処罰を迫害する「理由」

### 1 UNHCR 及び EU の見解

EU 指令も規定するように (9 条 3 項)、兵役忌避処罰という迫害も、難民条約に限定列挙された 5 つの迫害理由のいずれかと関連性を有さねばならない。この点に関しても、上記 2020 年 CJEU 判決が示唆的である。CJEU によれば、EU 指令 9 条 2 項 (c) 上の良心的兵役拒否に示された「中核的国際犯罪等への関与拒否」という理由は、難民

条約上の5つの迫害理由のいずれとも異なるが、多くの場合に、兵役拒否は政治的意見や宗教的信念の表明であったり、特定の社会的集団の構成員であることを動機としているから、この関連性の充足は強く推定される。なぜなら、第1に、9条2項(e)は良心的兵役拒否者を難民として保護するハードルを高める趣旨ではないからである。第2に、重大な処罰が科されうるにも拘わらず兵役を拒否することは、当該人と国籍国当局の間で政治的意見又は宗教的価値において矛盾する程度が高いことを示しているからである。第3に、武力紛争とりわけ内戦の文脈において、かつ合法的な兵役拒否が何ら認められない状況下において、国籍国当局が兵役拒否を政治的反発と——当該人がより複雑な個人的動機をもっているか否かを問わず——見做す蓋然性が高いからである (paras. 46-47 and 57-60)。

## 2 本件での適用及び類似事件との比較

本判決は、上記2020年CJEU判決を明示的に参照して、原告に対する迫害は「政治的意見を理由」としたものだとして、「迫害」と「理由」との関連性を認めた。これと対照的なのは、本件と類似事件の上記東京地裁判決である。その原告の1人はクルド系シリア人で、2012年頃から反政府デモに参加し、徴兵を忌避していたためにシリア治安部隊の自宅訪問や懲役刑の判決を受けていた。別の原告の1人は、民衆蜂起の発端となり反政府勢力の拠点もあるダルアー県の出身者ゆえに、反政府的と見做されてシリア治安部隊から攻撃や虐待の対象とされうる状況にあり、また、政府軍の文民への武力行使に反対して徴兵を忌避していた。東京地裁判決は、既述のように兵役忌避処罰に過重性や恣意性は認められないとして「迫害」の存在を否定しただけでなく、クルド民族や反政府勢力根拠地出身者による反政府デモへの参加さえ迫害の「理由」とは認められないとした。しかし、かかる判断に至る過程で「迫害」と「理由」との関連性が分析された形跡はない<sup>6)</sup>。

本判決の論理で上記東京地裁事件が扱われたならば、「政治的意見を理由とする迫害」が肯定された可能性が高い。第1に、迫害が「過去に反政府的な政治的意見を表明し、かつ、一定の社会的地位を有する原告を狙って行なわれた」(下線

部筆者)という説示に照らすと、とくにクルド民族の原告の有する社会的地位次第では、政治的意見という「理由」との関連性が認められうる。第2に、ダルアー県出身の原告が政府軍の違法行為に反対して兵役を忌避している点について、本判決も参照した上記CJEU2020年判決が、中核的国際犯罪等への関与拒否は「理由」(とくに政治的意見)との関連性が「強く推定される」としていたことが想起される。

もっとも、本判決が、兵役忌避処罰の過重性・恣意性と同列で「戦争犯罪や重大な人権侵害に関与させられる」こと(良心的兵役拒否)に言及しており、いずれも政治的意見を理由とする迫害の内容として一括している点には、注意が必要である。良心的兵役拒否のみに基づいて迫害が主張される事件では、「政治的意見を理由とする迫害」が否定される可能性があるからである。日本の政府及び裁判所の「迫害」理解は——UNHCRやEU等と異なり——「生命又は身体の自由の侵害又は抑圧」という狭いものであり、その他の重大な人権侵害に及ばないから、良心的兵役拒否が依って立つ「思想、良心及び宗教の自由」の侵害は如何に重大でも「迫害」には該当しないとされてしまう。

いずれにせよ、本判決は、シリア人について日本国に難民認定を命じた初めての判決であり、かつ、政治的意見に基づく兵役忌避者に難民認定を命じた点でも前代未聞である。

### ●注

- 1) "Report of the Office of the High Commissioner for Human Rights, Civil and Political Rights, Including the Question of Conscientious Objection to Military Service" U.N. Doc. E/CN.4/2004/55, 16 February 2004, para. 38 (c).
- 2) Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 (OJ 2011 L 337, p. 9).
- 3) CJEU, *EZ v. Bundesrepublik Deutschland*, C-238/19, Judgment of 19 November 2020.
- 4) CJEU, *Andre Lawrence Shepherd v. Bundesrepublik Deutschland*, C-472/13, Judgment of 26 February 2015, paras. 36-37.
- 5) 東京地判平30・3・20 (LEX/DB25560659).
- 6) 新垣修「シリア『難民』の難民該当性」ジュリ1531号(2018年度重判解)275頁。